

議長

次に、質問順位4番 5番議員 上田丈二君。

議長

上田丈二君。

上田議員

通告に従いまして質問させていただきます。最初の質問事項、新型コロナウイルス感染拡大の対応について伺ってまいります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、現在、国内での感染は落ち着いていますが、世界に目を向けると依然として感染の拡大が広まり、また新たなオミクロン株などの変異株がアフリカを中心に感染が拡大している状態とワクチン接種2回終了後でも、時間が経つと抗体の抵抗力が落ちることでのブレイクスルー感染による感染拡大が懸念されています。3回目のワクチン接種が準備されているようです。

また、自粛要請に伴う生活支援や経済対策としての補助金等も準備が進んでいるようです。

今後の町の対応について教えていただきたいと思います。

最初の質問になりますが、新型コロナウイルスワクチン接種についてですが、対象者が16歳から12歳に引き上げられ、対象者が増えましたが、2回目までの接種は完了されたのでしょうか伺いたいと思います。

また、3回目の接種については、8か月以上経った方から前回と同じように順次に段階的に行うのでしょうか伺いたいと思います。

議長

坂本保健福祉課長。

坂本保健  
福祉課長

上田議員のご質問にお答えします。

まず、2回目までの接種は完了したのかというご質問についてですが、和木町ではわきあいあい苑入所者の方からワクチン接種を開始いたしました。

その後65歳以上の高齢者は4月、16歳以上64歳未満の方は6月、年齢引き下げの指示を受け、12歳以上16歳未満

令和3年第6回(12月)定例会

の方は7月にそれぞれ通知を出して申し込みの受け付けを行いました。ワクチンの接種は、保健相談センターにおいて集団接種を行い、9月17日をもって接種を希望された方全員の2回のワクチン接種を完了しております。また、集団接種終了後の新たな転入者や、新規の12歳到達者等、少人数の接種を町内の医療機関において個別接種を行っております。さらに、申込み期間中に希望されなかった方が、遅れて希望される場合もこの機会に接種できるように対応しております。

次に、3回目接種についてのご質問ですが、3回目接種に備えて発出された大臣通知により、接種期間は令和4年9月30日まで、使用ワクチンは追加接種の薬事承認がなされたワクチンのみ、18歳以上を対象とすることなどが決まっております。よって、1・2回目と同様、国の接種計画や通知に従って準備をし、実施することとなります。一般町民向けの3回目接種は、高齢者から順次前回と同様に申し込みの受付を開始いたします。ただし、感染状況やワクチンの供給により、国からの指示が変更されれば、町の接種計画も修正いたしますので、現時点の方針であるということをご理解いただきたいと思います。また、上田議員ご案内のとおり、今まさにオミクロン株への危機感が強まる中、2回目接種から、原則「8か月後」としている3回目のワクチン接種について「できる限り前倒しをする」と国会で表明されている状況でございます。

刻一刻と変わる国の指示に基づき、申し込みから接種に至るまでの運営全般を急遽変更する場合がございますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長

上田丈二君。

上田議員

新しい対象者も、それから接種を望んでいる方も町の方でよく対応されて望む方が全て対応できるようにしているとのこととで安心いたしました。3回目の接種についても本当に対応が

令和3年第6回(12月)定例会

大変だと思いますけどよろしくお願ひしたいと思ひます。

続ひての質問に移らせていただきます。

感染予防として、医療従事者の事前接種についての検討はどのようになっているでしょうか伺ひたいと思ひます。

議 長 坂本課長。

坂 本 保 健 福 祉 課 長 お答えします。医療従事者の3回目接種は、国の接種計画においても前回と同様最も早い接種順位とされております。

よって和木町では、11月19日に3回目接種用の接種券付き予診票を郵送し、12月1日から接種を開始しております。

なお、ワクチンの手配は山口県が担当し、接種については前回と同じく所属の医療機関や医師会等で対応をしていただいております。

以上でございます。

議 長 上田丈二君。

上 田 議 員 もう既に3回目の予診票を郵送されており、所属の医療機関で接種は対応されるということで安心いたしました。

続ひての質問になります。

前回まではファイザー社のワクチンでの接種でしたが、今回のワクチン接種では、モデルナ社のワクチンとファイザー社のワクチン、両社のワクチン接種となりそうとの事ですが、わかる範囲で結構ですので接種について教えていただきたいと思います。

議 長 坂本課長。

坂 本 保 健 福 祉 課 長 お答えします。

現在、3回目追加接種の薬事承認を受けているのはファイザー製ワクチンのみですが、モデルナ製ワクチンも現在薬事承認

令和3年第6回(12月)定例会

中であり、高齢者の接種から使用が可能となる見込みでございます。よって、和木町にも、ファイザー、モデルナ2社のワクチンが、ほぼ半数ずつ配分される予定でございます。

どちらも同じメッセンジャーRNAワクチンであり、効果は変わらないとされております。

以上でございます。

議長 上田丈二君。

上田議員 両社ともメッセンジャーRNAワクチンと同種ワクチンであり効果は変わらないということですが、町民の方に対してこのワクチンの説明十分にさせていただけるのでしょうか伺います。

議長 もう一度お願いします。

上田議員 この両社のワクチン、両方するってことですけれども、そのワクチンに対しての町民の不安もあると思うんですけども、それに対しての説明というのはどういうふうにしていただけるのでしょうか。

議長 坂本課長。

坂本保健福祉課長 お答えします。それ、今、全国どこの自治体もですね、非常に困っておるところなんですけど、まず国の方がですね、ファイザー、モデルナどちらも先ほども言いましたけども、メッセンジャーRNAワクチン問題ないよということをどんどんPRしてもらって、それに従いまして和木町も町民にどちらを受けても問題ないよというのを積極的にPRしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長

上田丈二君

上田議員

両社とも効果は変わらず、同じ同種のワクチンであるということで町民の方にも是非理解をしていただければと思います。

続いての質問になりますけれども、1回目、2回目までのワクチン接種を終えた方で、この副反応について不安を感じた方もいらっしゃると思いますけれども、これに対しての相談の状況について伺います。また、この3回目接種についての相談は受けられるのでしょうか。この相談を受ける場所についての、どこで受けられるのかとか教えていただければと思います。

議長

坂本課長。

坂本保健  
福祉課長

お答えします。

まず、接種に対する不安についてのご相談でございますが、保健相談センターで行っております。

接種の申込みの前にも電話などでご相談があった場合は、ワクチンの効果と副反応について保健師が説明をしております。

また、基礎疾患を有する場合は、主治医への事前相談をお勧めし、納得されたうえで申し込みを受け付けております。

さらに、専門的な相談をしたい場合は、山口県ワクチン接種専門相談センターをご紹介します。

なお、接種当日も、予診前チェックで保健師が相談を聞き取り、予診担当の医師に引き継いで相談に応じております。

また、不安が特に大きい方については、保健相談センターの集団接種会場に、看護師の対応を強化した個室ブースで接種を行っております。現在まで接種後に不安を感じたというご相談は特にございませんでした。

今後3回目の接種時にも、前回と同様の相談体制を保健相談センターに整えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長

上田丈二君。

上田議員

1、2回目の接種で特別な相談等は無かったということで安心をいたしました。専門的な相談は山口県接種専門相談センターで受けられ、接種当日も保健師が相談を聞き取り、担当医師で対応、相談に応じられるとお聞きしました。よろしくお願いいたします。

続いて、5番目の質問になりますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特別給付金が実施されると聞いております。この概要について簡単に結構ですので教えていただきたいと思います。

議長

鳥枝住民サービス課長。

鳥枝住民

上田議員のご質問にお答えいたします。

サービス

子育て世帯への臨時特別給付金は、国の制度で、0歳から高校生までの子どもがいる保護者に対し、対象児童1人につき5万円を支給するものです。この給付金は先行給付金として年内給付をめざし、できるだけ速やかに給付することとされています。本町におきましては、12月2日に、18歳以下の児童がいるすべての世帯に案内文を送付し、制度の周知を図っています。給付金の申請についてですが、令和3年9月分の児童手当受給者は申請不要です。高校生や受給者が公務員の方など、町から児童手当を受けていない方は申請、審査が必要となりますが、対象世帯には、申請書も同封して送付しており、現在申請を受け付けているところでございます。

給付金の支給予定日は12月24日、申請が必要な方は12月17日までに申請いただければ同日の24日に支給する予定です。12月18日以降の申請受付分については、審査の後、年明けから随時支給することとしています。

なお、令和4年3月31日までに生まれた子どもも対象で、住民サービス課窓口で随時申請を受け付けています。

議長

上田丈二君。

上田議員

対象者もいろいろと細かく分かれているようですけれども、対象者については、町の方から、対象者について配布をされ周知に徹底しているということで理解をいたしました。

続いての質問に移らせていただきます。

この他にも新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえての、生活支援や経済対策としての補助金等の支援も用意されているようですけれども、この支援の状況と、また、今まで町独自の補助金などいろいろしていただいております。町民の方もこの支援で助かっていると思いますけれども、この町独自の補助金等の検討もされているのでしょうか伺いたいと思います。

議長

渡邊企画総務課長。

渡邊企画  
総務課長

国の制度としてのこの給付金についてと、あと町独自の補助金、こういったものの支援についてのご説明をいたします。

国がこれから実施する給付金や支援制度については、令和3年11月19日に「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が閣議決定され、マイナンバーカードの普及促進及び消費喚起のため、マイナポイントの付与事業（第2弾）が実施される予定でございます。

具体的には、マイナンバーカードの新規取得者及びマイナンバーカードを既に取得している方で、現行マイナポイントの未取得者に最大5,000円相当のポイント、健康保険証として利用登録を行った方に7,500円相当のポイント、公金受取口座の登録を行った方に7,500円相当のポイントを付与するこういった予定になっております。

具体的な手続や実施時期につきましては、現在、国の方で検討中となっておりますので、詳細が判明いたしましたら、町ホームページや広報紙等を通じて、住民の皆さまに周知をさせていただきます。

令和3年第6回(12月)定例会

また、マイナンバーカードの取得に伴うマイナポイントの申し込み支援手続の支援については、引き続き支援窓口を役場に設置して対応して参りたいと考えております。

この他に同日11月19日に閣議決定されたものとして、子育て世帯への臨時特別給付金18歳以下の子ども一人当たり合計10万円のうち今住民サービス課長がお答えした5万円を除いた残りのクーポンで給付することを基本とするもの、2つ目として住民税非課税世帯に対する10万円、1世帯あたり10万円の給付金などがありますが、それぞれ給付金制度の詳細については今後国から示されるものと考えています。

町の独自制度といたしましては、令和3年11月から、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業状況が悪化した中小企業者への事業継続を広く支援するため「和木町中小企業事業継続応援給付金」制度を実施しております。対象者は、町内に本社の法人登記のある法人若しくは町内に住所を有する個人事業主で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、特定の対象月間で事業収入が30%以上減少した月が存在する事業者としており、支給金額は1事業者につき10万円としております。申請者数は、約40件～50件程度を見込んでおりますが、予備費において対応中です。12月9日現在の申請件数は17件です。財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、この中の事業者支援分を活用しております。

議 長

上田丈二君。

上 田 議 員

国の方でもいろいろとこの補助金の制度が進められているようですけれども、決まり次第、周知をしていただければと思います。このクーポンの5万円ですけれども、国会の中でクーポンだと経費が掛かるので現金でも構わないというような意見も出ているようですけれども、この現金でも構わないという形になれば、町でも現金の支給という形になるのでしょうか。



|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長                | 渡邊課長。                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 渡 邊 企 画<br>総 務 課 長 | これが、今、現在国会の方でいろいろ議論中でして、できま<br>したら簡単な方法でやりたいとは思いますが、いくつか条件が<br>ありまして、それを適えられれば簡単な迅速な方法でやってい<br>きたいと思っております。                                                                                                                                                                  |
| 議 長                | 上田丈二君。                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 上 田 議 員            | 今、国の対応事業については伺ったんですけれども、今まで<br>町の独自で支援事業、補助金をしていただいている訳ですけど、<br>今現在で町独自の補助金とか支援金のお考えとかいうのはな<br>いんでしょうか。                                                                                                                                                                      |
| 議 長                | 渡邊課長。                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 渡 邊 企 画<br>総 務 課 長 | またこれも国において検討してると思うんですけれども、地<br>方創生臨時交付金ですね、追加の決定、こういったものがあ<br>ればその中で町で出来る事を対応して考えて参りたいと思っ<br>ております。                                                                                                                                                                          |
| 議 長                | 上田丈二君。                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 上 田 議 員            | できればですけれども、町の独自の補助金としてですね、今<br>までやってきていただいたような形でですね、病院や医療従事<br>者、そして農業従事者への支援も考えていただきたいと思う<br>んですけれども。農業については、去年はトビイロウンカの被害<br>が出ており、今年はコロナ禍の影響を受けて、米の価格が下が<br>り収入が激減し利益が出ない状態と聞いておりますので、ぜひ<br>検討をお願いしたいのですが、国が制度次第で余剰ができればと<br>いうことになるんでしょうけど、ぜひお願いしたいと思うんで<br>すが、いかがでしょうか。 |

議長

渡邊課長。

渡邊企画  
総務課長

トビイロウンカと米価のこと、これはちょっと直接コロナウイルスと関連があるのかどうか不明なのでここについてはちょっと答弁は差し控えたいと思いますが、医療従事者への支援、これ去年もやっておりますけれども、これも先ほど申し上げましたように臨時交付金の中で特に町としてできる、必要がある、やれるということになれば考えてまいります、今のところまだ交付金額も判明しておりませんので、今のところまだ未検討の状態でございます。

議長

上田丈二君。

上田議員

医療機関では、内科医、歯科医と4軒もあり、町民の健康維持では重要な施設となっております。農業従事者、コロナと関係あるかということでしたけれども、直接の関係ではないんですけれども、このコロナ禍の影響の中で経済が混迷して、その中で米の価格が下落していったというような状況もあると思うんです。それだけにこの農業の従事者、和木町では本当に少ないですけど、少ないだけにこの自給率や水田を残すことを考えるとですね、やはり支援が必要なんではないかと思うので、ぜひ検討をよろしく願いいたします。

続いての質問に移らせていただきます。

3回目の接種が完了し、感染状況を確認した上で、「福祉まつり」や「あいあいフェスティバル」などのイベントについても感染予防対策を踏まえて再開の検討はしているのでしょうか伺いたいと思います。

議長

渡邊課長。

渡邊企画  
総務課長

まあコロナが落ち着いてくればというところでお答えさせていただきます。

令和3年第6回(12月)定例会

今年度は4月～5月上旬にかけて国内の新型コロナウイルス感染症の陽性者が増え続け、一旦は落ち着きましたけれどもまた7月上旬から8月中旬にかけて爆発的に感染者が増えて、1日25,000人を超えるといった日もございました。変異したウイルス、デルタ株というんですかねが猛威をふるいました。この間山口県でも8月19日に過去最大の119人の感染が確認され、県及び県内市町で公共施設の利用停止措置やイベントの中止といった対応が取られました。本町においても県の「感染拡大防止集中対策」にあわせて「敬老会」や「わき愛あいフェスティバル」の中止を決定したところでございます。

希望者の多くが2回のワクチンの接種が終えたと思われます10月以降、国内の感染者は激減しており、最近は新規感染者が全国で100人程度、山口県では一人もいないという日が続くなど、落ち着きを取り戻しつつようにはあると思います。

こういった状況下であれば、来年度ですね「敬老会」「わき愛あいフェスティバル」そのほか、文化会館や美術館で行われるイベント等も、しっかりと感染防止対策を取れば実施は可能かと考えられますが、今後の国内・県及び周辺市町の状況をみながら担当部署を中心に慎重に開催については判断していくことになろうかと思えます。

議長

上田丈二君。

上田議員

今までの感染状況で感染拡大を考えれば自粛要請に従って開催を中止するっていうのは本当に仕方がない、当然のことだと思っております。この感染の状況を見ながら踏まえて再開を検討していくということですのでどうかよろしく願いいたします。

続いての2番目の質問事項に移らさせていただきます。

高齢化にともなう福祉事業について伺っていきます。

高齢化が進む中で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、高齢者の健康維持が不安視をされています。

令和3年第6回(12月)定例会

高齢者の方々の生活支援は地方自治体の取り組みが今後重要視されてまいります。国は、自助、共助の取り組みを重要視しております。高齢化社会では、高齢者の方の健康寿命を延ばす取り組みが重要とされています。

認知症予防や健康寿命を延ばす取り組みでは、高齢者の社会参加や日常での運動が効果的であるとされています。

質問になりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により社会参加やコミュニケーションの不足、運動不足が懸念されています。この今後の対応について考えや取り組みがあれば教えてください。

議 長

坂本保健福祉課長。

坂 本 保 健  
福 祉 課 長

上田議員のご質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、公共施設や集会所の使用制限等もあり、高齢者の通いの場であるサロンや介護予防教室も活動を中止しておりました。

しかし現在は、マスク着用や室内換気等の感染症対策を十分行いながら通いの場も再開されております。

私も最近、4か所の通いの場を見学させていただきました。

そこでは、高齢者の方がコロナ禍の中でも楽しく会話されたり、椅子に座っての簡単な運動、また「あしゆび体操」、「あいうべ体操」などとても楽しみながらやっておられました。

コロナが完全には収束してはいませんが、今現在はかなり以前の状態に戻っているのではないかと感じているところでございます。

また、アイキャン和木ちゃんねるで、奇数月は「あいうべ体操」、偶数月は「いきいき体操」を毎日2回放送し、ご家庭でも気軽に体操を行っていただき介護予防の推進を図っているところでございます。

以上でございます。

議 長

上田丈二君。

上 田 議 員

現在かなり以前の状態に戻っているということで、今後も状況を見据えながら取り組みについて機能強化を図っていくということです。感染状況の中でも和木ちゃんねるを利用され取り組んでいたということで安心をいたしました。今後も取り組んでいくということでよろしくお願いいたします。

続いての質問ですが、高齢化に伴う福祉事業は、地方自治体の行政の取り組みが高齢者の生活の安定や安心に繋がります。

福祉事業に精通した部署を中心として、町民や自治会の協力を得る必要性が増してきています。

そして、福祉事業については、地域包括支援センターのケアマネージャーや保健相談センターの方々、そして町の福祉の担当の方が詳しいと存じております。そして事業支援については、社会福祉協議会が行うことが多いのですが、それぞれに町において運営をされている訳ですが、ですが離れていることにおいて連携して町民や自治会の福祉活動参加を得るには今の状況では難しいと感じてしまう訳ですが、以前にも同様な形で質問いたしましたけども、今ぜひこういった課題に向けての検討をしていくべきではないかとおもうんですけれども、この検討についてはどうお考えでしょうか。

議 長

坂本課長。

坂 本 保 健  
福 祉 課 長

お答えします。

保健福祉課の地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安定した生活を続けられるように支援を行う機関として、平成20年に保健師・社会福祉士・介護支援専門員の3職種を配置し設置されました。

この地域包括支援センターは、介護予防の推進、総合相談支援、医療・福祉・地域のサービス資源を包括的に提供する体制整備等の業務を、議員おっしゃられますように社会福祉協議会

令和3年第6回(12月)定例会

や保健相談センター等の関係機関と連携しながら行っております。また、令和元年からは、生活支援体制整備事業に力を入れております。これは、自治会ごとの「支え合いマップ作り」を通して地域住民の関わりを整理しながら、住民が主体の「おたがいさまの助け合いの輪」を広げていく事業でございます。

また、高齢化に伴い増加している認知症の方の対応強化のため、成年後見支援センターも兼務しております。

地域包括支援センターが、平成20年に設置された時の65歳以上の高齢者人口は1,456人でしたが、令和3年10月現在は1,754人で約300人増加しており、事業内容も事業量も増えていることから、今年度より社会福祉士1名を増員し、機能強化を図っているところでございます。

以上でございます。

議長

上田丈二君。

上田議員

今、現在出来る範囲で連携の強化や機能強化を図っているということで理解いたしました。急に状況を変えるのは本当に難しいと思っております。ですが2025年に向けて高齢者の人口は増えてまいります。それに対する対応の仕方も考えていくべきだと思っております。やはり、福祉、そういったものに詳しい方が中心となり町民を巻き込んで一緒に考えていく、そういう形づくりというのも今後は是非必要になってくると思うんですね、そういった検討もですね、是非考えていただければと思っております。

続いての質問になります。

高齢者の方のコミュニケーションや社会参加の重要性や日常の運動が大切なのですけれども、高齢化と共に聴力の低下が弊害になります。

聴力が低下すると情報伝達と誤解が生じやすくなり、会話についていけないとか、おとなしい、やる気がない、周りが見えないといった誤解も起こりやすいとされています。

この聴力の改善には、補聴器の購入が必要ですが、補聴器は高価であり購入の妨げになっています。

ぜひ、この高齢者の補聴器購入の補助について検討をしていただきたいと思いますのですが伺います。

議長

坂本課長。

坂本保健  
福祉課長

上田議員ご提案の「高齢者の方を対象とした補聴器購入費の補助」につきまして答弁させていただきます。

まず、結論から申し上げますと、事業の実施はハードルが高く困難であると思われます。

理由の一つ目は、財源の問題でございます。

重度の難聴であれば、聴覚障害を理由とする身体障害者手帳が交付され「補装具」として補聴器購入費用の補助を受けることができます。この費用は、一旦、町が負担するものの、国、県からも財源補填があるため、町の負担は実質1/4で済みます。もし軽度、中度の難聴者を対象としますと、対象者数の把握は困難であり、さらに難聴の程度をどこで線引きするかによって多額の事業費が必要となり、国、県からも財源補填がありませんので、町単独で事業を実施しなければなりません。

さらに、補聴器の購入価格は、議員さんおっしゃられましたように個々の聴こえ方、聴こえの程度によって大きく変わり一人あたり数万円から50万円程度かかるため、財源的にとっても厳しいと考えられます。

理由の二つ目は、支給決定の正当性の担保でございます。

先ほどの補装具としての支給の場合、身体障害者更生相談所の委託する医師が医師意見書をチェックし、支給が適当であるかを判断いたします。

もし町単独で事業を実施するのであれば、正当性の担保のために、補装具の支給制度に倣い、医師の選定及び確保が必要であると考えております。

しかしながら、日本が超高齢化社会にあることから、上田議

員ご指摘のように補聴器補助の必要性は、今後さらに高まることと思われます。

よって、町といたしましては、今後、国や県の動向を注視しながら事業展開の可否を検討して参りたいと考えております。

以上でございます。

議長 上田丈二君。

上田議員 まあ財政問題もありましてですね、大変難しい問題とはわかっております。ですが、重度であれば身体障害者の交付により補装具として購入費用の補助が受けられるとのことですが、この日常生活の中では軽度、中度の難聴でもコミュニケーション、日常会話の中で支障が出ますので、この補聴器の必要性、実は高齢者に限らずですね、若い方から年齢制限問わず難聴に対してはこの補装具、補聴器が必要になってくると思うんですよ、そういった中でやはり必要に応じた補聴器の購入、それに対していろいろな段階的なものもあると思うんですけども、補聴器が必要な方に対しての補助金という形ですね、財政のできる範囲で結構ですので、全額負担という形でなくて補助金としての制度の確立を国の動向を見ながらですね、今後検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

最後の質問になりますが、高齢者のコミュニケーションづくりとして、気軽に年齢を問わず集える場所やお茶など飲める場所が欲しいと訴える声をよく聞きます。誰でも自由に使えるフリースペースの設置を検討できないでしょうか。伺います。

議長 坂本課長。

坂本保健 答えします。

福祉課長 現在、和木町は集会所の整備が充実しており、高齢者が歩いて行ける距離に集会所がございます。

その集会所において、住民主体による「ふれあいサロン」が



令和3年第6回(12月)定例会

15か所で実施されており、高齢者の閉じこもり予防、介護予防、地域福祉の向上の場となっております。

ふれあいサロンは高齢者の集いの場ですが、今後は生活支援体制整備事業を通じて、集会所を自治会活動や世代交流、地域の交流の場の拠点として、住民の方と共に「お互い様の助け合いの輪」を広げていきたいと思っているところでございます。

よって、現在ある集会所を高齢者のコミュニケーションづくりの場として積極的に活用していただければ良いのではないかと考えております。

以上でございます。

議長 上田丈二君。

上田議員 今おっしゃられたように、他市町と比べればですね、集会所やサロン、そういった設置、他の自治体に負けないくらい頑張っておられるというのはよく存じております。ですがこの和木町小さい町ですのでお店とかが少ない、そういった観点からですね、町民の方たちが集まったりとか、そういった場所が非常に少ない。集会所やサロンとかいうのは事前の申し込みとかが必要になります。日時も決まっております。そういった形ではなくて、この日常生活の中でちょっとした時間に人との繋がりや友人との会話、そういったものが楽しめる場所が本当に少ない、施設があるけれども利用し辛いというのが現状な訳ですけども、そういった事で、今ある場所等を利用してですね、日常的に使ってない場所やこの施設、こういったところを捜せば利用出来るところはあるのではないかと思うんですけども、そういったところ利用してフリースペース等の設置ってのは可能だと思うんですけど、そういった検討はできないでしょうか。

議長 坂本課長。

坂本保健  
福祉課長

お答えします。

私の所管ではないので、教育委員会に確認をとったところですね、瀬田・関ヶ浜に分館ございます。そこは新しくできました。そこは管理人が常時おられて開いております。そのロビーは出入り自由です。小学生なんかも出入りしてジュース飲んだりしてるみたい、そこを高齢者が活用することは可能だと思います。飲食もできますので。

それから和木地区におきましてはですね、文化会館のホワイエここにソファーございます。ここも管理人がおります。

そこ、出入りは自由です。自動販売機もありますのでそこで飲食も可能です。それから和木地区はもう1点図書館、小瀬川からの入り口、入ったとこ、広いスペース、ソファー等があります。そこについては確認したところ飲食は不可能といった場所場所がありますのでそういったところを活用していただければと考えております。

以上でございます。

議長

上田丈二君。

上田議員

今お聞きしたところで利用可能な場所もあるということで、他にも捜せば利用可能な場所っていうのもあると思うんですね、例えば保健相談センターの1階とかでね、あまり施設の利用がない美術館、そういったところも出来れば開放していただいitですね、町民の方が利用しやすいようなところもちょっと作っていただければと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

議長

再質問がないようですので、以上で上田丈二君の一般質問を終わります。

議長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

令和3年第6回(12月)定例会

議

長

本日はこれで散会したいと思います。ご異議はありませんか。

(「なし」の声あり)

議

長

異議なしと認めます。

議

長

本日はこれで散会いたします。  
お疲れさまでした。

閉 会 11時 15分